

## 泉佐野市人権教育推進計画

- ・このシートは、現行の実施計画に記載されている122の取組についての点検表です。
- ・ここに記載されている以外の人権に関する取組がある場合は「その他の取組」シートに取り組み状況のご記入をお願いします。

## 評価

- A 計画通り進めることができ、想定を上回る成果が得られた
- B 計画通り進めることができ、想定していた成果が得られた
- C 計画通り進められたが、想定していた成果が得られなかった
- D 計画通り進められなかった

No.	柱立て	基本目標	基本施策	取組内容 (※内容に変更がある場合は朱書きで修正をお願いします)	担当課	計画期間中の取組状況	取組の成果	今後の課題 (次期計画の実施計画に反映しますので、 できるだけ具体的にお書きください)	評価	次期計画 への継続
1	1	(1)	①	認定こども園・小学校・中学校を通じた人権教育、研修プログラム、またはカリキュラムの整備を図ります。	学校教育課 子育て支援課					
2	1	(1)	①	様々な教材を活用しての人権の課題についての学習を、子どもの発達段階に応じて実施していきます。	学校教育課					
3	1	(1)	①	部落問題学習、障害児教育、男女共生教育、国際理解教育など広く人権問題の学習を進めます。	学校教育課					
4	1	(1)	②	被差別当事者からの聞き取り、フィールドワークといった参加体験型の手法の導入をさらに進めていきます。	学校教育課					
5	1	(1)	③	子どもたちの持っている多様な興味や関心を引き出せるような身近な出来事を取り上げての教材や、子どもの発達段階に応じた教材の収集、提供を行っていきます。	学校教育課					
6	1	(1)	③	各分野において開発されている教材等を収集し、より幅広い活用を図るための提供を進めていきます。	学校教育課					
7	1	(1)	④	教職員が人権について十分な理解と認識を持つだけでなく、人権教育に関する知識や技能の修得を図っていきます。	学校教育課					
8	1	(1)	④	様々な被差別の当事者との連携を図るなど、教職員研修の工夫、改善、教材の開発や人権教育プログラムの充実、整備等を図りながら、教職員に対する研修のより一層の取り組みを進めます。	学校教育課					
9	1	(1)	④	職場内教育、研修の充実を図るため、職務や職階に応じた人権教育、研修プログラムの整備を進めます。	学校教育課					
10	1	(1)	④	人権教育研究会、在日外国人教育研究会等との連携を図り、研修カリキュラム、プログラムの検討、検証に努め、さらなる改善に結びつけられる取り組みを実施します。	学校教育課					
11	1	(1)	④	全国人権・同和教育研究会等、各種研修会へ参加しやすい学校現場を創るとともに、自主的に参加する教職員の育成に努めます。	学校教育課					
12	1	(1)	⑤	日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、読み書き、会話等の日本語指導や安心して学べる学校生活が送れるような支援を進めます。	学校教育課					
13	1	(1)	⑤	多言語による学校生活ガイダンス情報の提供に努めます。	学校教育課					
14	1	(1)	⑥	P T A組織の中においても人権教育への理解とあわせて、人権に関する取り組みを促す働きかけ、必要な支援に努めます。	学校教育課					
15	1	(1)	⑥	すべてのP T A組織に人権委員会の設置を働きかけます。	学校教育課					
16	1	(1)	⑦	小学3年生を対象に人権教室を全校で毎年実施できるよう支援します。	人権推進課					
17	1	(2)	①	人権問題を的確にとらえる力や感性が身につくような研修方法を取り入れる点にも留意しながら、今後も階層別研修等を継続実施します。	人事課					
18	1	(2)	①	派遣研修については、内部の研修だけでは得られない人権に関する知識等が得られ、効果的な人権教育の手法を学ぶことができることから、継続して取り組んでいきます。	人事課					
19	1	(2)	①	職場研修員全体会議を開催し、研修技法や研修内容の提案をし、職場研修の実施に向けた情報提供に努めます。	人事課					
20	1	(2)	①	研修技法の研修や身近な教材提供を図るとともに、人権に関する情報提供に努めます。	人権推進課					

21	1	(2)	①	部落解放・人権大学講座修了生等で構成する職場研修指導者会議を開催し、職場研修のより一層の充実に努めます。	人事課				
22	1	(2)	①	人権をめぐる諸環境の変化等に対応して、人権の視点チェックポイントの見直しを図る等の取り組みに努めます。	人権推進課				
23	1	(2)	①	人権教育の推進が円滑に進むよう市議会に働きかけをします。	議会事務局				
24	1	(2)	②	加入企業における人権教育が推進されるよう連携します。	まちの活性課				
25	1	(2)	②	人権に関する情報や視聴覚教材の提供に努めます。	まちの活性課				
26	1	(2)	②	関係機関と連携して、未加入事業所の加入促進を図ります。	まちの活性課				
27	1	(2)	②	大阪府が主催する公正採用選考人権啓発推進員研修会に協力します。	まちの活性課				
28	1	(2)	②	事人連加入のすべての事業所での人権教育が行われるよう、関係機関と連携して働きかけます。	まちの活性課				
29	1	(2)	②	必要な視聴覚教材の貸出や各種啓発冊子等の提供等を行います。	人権推進課				
30	1	(2)	②	人権や環境等の社会的責任を遂行していく企業活動の展開にむけて、働きかけや啓発を進めます。	まちの活性課				
31	1	(2)	③	福祉関係の事業所において、関係職員に継続的に人権研修等が実施できるよう情報提供、支援、協力を努めます。	人権推進課				
32	1	(2)	③	医療関係の事業所において、関係職員に継続的に人権研修等が実施できるよう情報提供、支援、協力を努めます。	人権推進課				
33	1	(2)	③	りんくう総合医療センター関係者に対し、人権研修が実施できるよう情報提供、支援、協力を努めます。	人権推進課				
34	1	(3)		学校に人権に関する情報提供を行い、人権教育の浸透を図ります。	学校教育課				
35	1	(3)		PTA活動に人権に関する情報提供を行い、人権教育の浸透を図ります。	学校教育課				
36	1	(3)		市広報誌、ホームページ等による広報を実施します。	人権推進課				
37	1	(3)		子育てに関する相談支援体制の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課				
38	1	(3)		保育所（園）や認定こども園等を通じて情報提供に努めます。	子育て支援課				
39	1	(3)		公共施設等を通じて情報提供に努めます。	関係課				
40	1	(3)		各種団体、グループ等を通じて情報提供に努めます。	関係課				
41	1	(3)		市が主催する啓発の取り組み等の情報提供や町別懇談会や人権を守る市民の会地区委員会活動への参加を促す働きかけを行います。	人権推進課				
42	1	(3)		家庭教育学級で出前講座等の情報提供を行い、人権に関する講座等が企画・運営されるよう働きかけます。	生涯学習課				
43	1	(4)	①	創意・工夫を加えて啓発事業を実施します。	各部会担当課				
44	1	(4)	①	計画会議・総括会議などの事前・事後の部会会議を行い、より効果的な啓発の実施に努めます。	各部会担当課				
45	1	(4)	②	すべての町において懇談会を開催できるよう町会との連携を強めます。	各担当課				
46	1	(4)	②	一方的な講義方法でなく、双方向で日頃の疑問や知りたいことなどを出し合う場としての町別懇談会は、きわめて有効であり、今後も継続して実施していきます。	各担当課				
47	1	(4)	②	いろんな層が参加できるよう働きかけます。	各担当課				
48	1	(4)	②	講師団説明会の充実に努めます。	人権推進課				
49	1	(4)	②	町別懇談会への市民への参画のための取り組み、働きかけ等を実施していきます。	各担当課				
50	1	(4)	②	毎年3月に総括会議を行い、成果や反省点（課題）等を確認し、その情報の共有化をはかります。	人権推進課				
51	1	(4)	③	各地区で自主的で創意工夫ある取り組みの実践ができるような働きかけや支援を行います。	人権推進課				
52	1	(4)	③	各委員会における人権リーダー養成や人材の確保等を、人権を守る市民の会と連携しながら行います。	人権推進課				
53	1	(4)	④	女性のための講座以外にも、男性や親子が参加しやすい内容の講座やセミナー、行事等を企画し開催していきます。	人権推進課				
54	1	(4)	④	女性センターの関係団体と連携を密にして啓発事業を実施します。	人権推進課				

55	1	(4)	⑤	北部市民交流センター、南部市民交流センター、旧下瓦屋人権文化センターで実施する人権啓発事業を支援し協力します。	人権推進課				
56	1	(4)	⑥	各々の施設における文化活動等の実施にあたっては、人権の視点を取り入れた実施を図ります。	関係各課				
57	1	(4)	⑦	市の封筒や通知書等に可能な限り人権標語等を印刷し、啓発に努めます。	関係各課				
58	1	(4)	⑦	市広報誌「いずみさの」の「人権の広場」も新しい人権課題や、身近な事例等を取り上げ、市民の関心、興味を引き出すようにしていきます。	人権推進課				
59	1	(4)	⑦	人権啓発冊子等については、人権の課題の状況、新しい人権課題等に留意しながら作成していきます。	人権推進課				
60	1	(4)	⑧	情報や教材の提供、講師派遣等の支援に努めます。	人権推進課				
61	1	(4)	⑧	研修や人権教育の取り組みについて相談を実施します。	人権推進課				
62	1	(4)	⑧	民間団体等が実施する人権教育の取り組み等についての広報等の協力・支援に努めます。	人権推進課				
63	1	(4)	⑧	所管関係部局から取り組み実施にむけての働きかけを行います。	関係各課				
64	1	(4)	⑨	識字活動の支援等を行います。	生涯学習課				
65	1	(4)	⑨	日本語読み書き教室のPR等に努めます。	生涯学習課				
66	1	(4)	⑨	「国連識字の10年」の理念等の市民への普及を図ります。	生涯学習課				
67	2	(1)	①	事業を企画、推進していけるようなプログラムの導入を図っていきます。	人権推進課				
68	2	(1)	①	より一層の参加者の広がりをめざし、受講についての働きかけ、呼びかけを行っていきます。	人権推進課				
69	2	(1)		人権啓発推進委員としての活動へとつながっていくよう養成講座修了生への働きかけを行います。	人権推進課				
70	2	(2)		人権教育にかかる事業の企画、推進していけるような技法等の研修を支援します。	人権推進課				
71	2	(2)		様々な分野の情報提供等を行い、各種研修会や取り組みへの参加を促します。	人権推進課				
72	2	(2)		連携、協力や情報提供を行い、市民の自主的な活動を進められるような条件整備に努めます。	人権推進課				
73	2	(3)		人材養成から活用までのしくみづくりの確立にむけて取り組みます。	人権推進課				
74	3	(1)		身近なところで起こっている差別事象や人権侵害事象、さらには人権相談事例に基づく独自の教材化と活用に努めます。	人権推進課				
75	3	(1)		これまで開発されている実践に学び、その情報収集を図ります。	人権推進課				
76	3	(1)		単に知識を伝えるだけでなく、参加者がお互いに学びあうという人権教育を進めます。	人権推進課				
77	3	(2)		これまでの視聴覚教材の点検を行うとともに、整備を進めます。	人権推進課				
78	3	(2)		視聴覚教材の情報提供を様々な機会をとらえて行い、様々な教育の取り組みの場で活用が図られるように努めます。	人権推進課				
79	3	(3)		市広報誌や人権啓発冊子、リーフレット等について、創意工夫しての発行及び提供に努めます。	人権推進課				
80	3	(3)		紙媒体だけでなく、インターネットなど、さまざまな媒体を活用した情報提供に努めます。	人権推進課				
81	3	(3)		国（法務局）、府、他市町村との連携を図り人権に関する資料や情報の収集、整備、提供、活用に努めます。	人権推進課				
82	3	(3)		人権に関する図書の実態に努めます。	生涯学習課				
83	3	(3)		各施設の特性を活かした情報提供を行います。	人権推進課 生涯学習課				
84	5	(1)		地域で暮らす外国の人が日常生活の中で持っている課題、悩み等の把握などに努めます。	自治振興課				
85	5	(1)		国際理解や人権意識の高揚、国際交流、ふれあい交流などの取り組みに努めます。	自治振興課				
86	5	(1)		外国人向けの日本語教室の開催や多言語による情報提供、サイン表示等を推進し、多文化共生社会の実現にむけて取り組みます。	自治振興課				

87	5	(1)		教育の分野を中心として国際理解のための取り組みを進めます。	学校教育課				
88	6	(1)		性別による役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	人権推進課				
89	6	(1)		地域活動や就労の場などで政策方針決定過程への女性の参画を推進します。	人権推進課				
90	6	(1)		女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマにした講演会、講座などを開催します。	人権推進課				
91	6	(2)		多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点を充実させ、世代間交流を推進します。	子育て支援課				
92	6	(2)		認定こども園、小・中学校を子どもの遊び場や地域住民と子どもとの交流の場、子どもと高齢者のふれあいの場など、「総合的な学習の時間」などを活用して、交流の拠点となるよう努めます。	学校教育課				
93	6	(2)		認定こども園においては、高齢者施設を訪問することにより、園児と高齢者との世代間交流を継続して実施します。	子育て支援課				
94	6	(2)		広報紙などを通じ、青少年の健全育成に対する理解を深める啓発活動を実施します。	青少年課				
95	6	(2)		青少年問題協議会などの啓発活動を充実し、市民の青少年健全育成に対する理解と促進、健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年課				
96	6	(2)		各学区組織との連携により地域住民による青少年に対する声かけや街頭啓発などを実施し、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。	青少年課				
97	6	(2)		子育てセミナーなどを開催し、幼児期における家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、家庭教育の重要性に関する啓発に努めます。	生涯学習課				
98	6	(2)		インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。小・中学校では、ユニバーサルデザインの授業を推進し、また、すべての学校で支援学級との交流会を実施します。	学校教育課				
99	6	(2)		泉佐野市要保護児童対策地域協議会関係機関が連携を図り、虐待を発見した場合の通報義務や児童虐待防止の啓発のための講演会を実施するなど、虐待の早期発見・早期対応につなげます。	子育て支援課				
100	6	(3)		地域包括支援センターの役割や機能について、市広報誌や社協だより、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じ、普及・啓発に努めます。	高齢介護課				
101	6	(3)		住民、介護サービス事業者等に対して、高齢者虐待防止についての啓発を行うとともに、虐待を発見した場合の通報義務や通報窓口等について周知を行います。	高齢介護課				
102	6	(3)		介護保険施設等において、身体拘束ゼロをめざした自主的な取り組みが推進できるよう、引き続き啓発に努めるとともに、広く高齢者の尊厳を保つ介護に関する周知を図ります。	高齢介護課				
103	6	(3)		認知症高齢者の尊厳が保たれるように、認知症に対する正しい理解や知識が社会全体に広まるよう意識啓発活動の充実に努めます。	高齢介護課				
104	6	(4)		障害者差別解消法に関する啓発を推進します。	関係各課				
105	6	(4)		障害への理解促進及び障害のある人となない人の交流機会の拡充を図る啓発を中心とした取り組みを行います。	障害福祉総務課				
106	6	(4)		小中学校での総合的な学習の時間において、手話や点字ブロック等の理解だけでなく、幅広い体験的な活動を通して福祉に関わる実践力を育むよう福祉教育を推進します。低学年や高学年も含めた「複数年にわたる体系的なプログラム」に基づき、体験学習を進め、また、高学年では高齢者や障害のある人、支援学校との交流を推進します。	学校教育課				
107	6	(4)		発達障害、高次脳機能障害等に対する理解の普及啓発を推進します。	障害福祉総務課				

108	6	(4)	障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を積極的に行うとともに、通報・相談窓口である障害者虐待防止センターの周知を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。	障害福祉総務課				
109	6	(4)	権利擁護支援センターや権利擁護に関する各種制度についての広報活動や研修活動に取り組みます。	障害福祉総務課				
110	6	(4)	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉総務課				
111	6	(4)	障害のある人に関するマークの普及・啓発に努めます。	障害福祉総務課				
112	6	(5)	結婚や就職に際する身元調査の不当性を啓発します。	人権推進課				
113	6	(5)	部落差別をなくし、当事者や近隣住民が誇りを持って生きられる地域環境づくりを推進します。	人権推進課				
114	6	(5)	部落解放運動を語る詐称行為は部落差別を利用しての行いです。毅然とした態度で臨めるよう啓発に努めます。	人権推進課				
115	6	(5)	大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針に基づき、業者へ協力と理解を促し、差別の解消に向けた啓発を推進します。	人権推進課				
116	6	(5)	部落差別解消推進法を活用し、積極的な啓発活動等を推進します。	人権推進課				
117	6	(6)	ヘイトスピーチ解消推進法について啓発を推進します。	人権推進課				
118	6	(6)	外国人の人権についての啓発を推進します。	人権推進課				
119	6	(7)	個人情報保護の重要性に関する啓発を推進します。	人権推進課				
120	6	(7)	インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発を推進します。	人権推進課				
121	6	(7)	本人通知制度の登録者が増えるよう、制度の重要性の啓発を推進します。	人権推進課				
122	6	(8)	アイヌの人びとやハンセン病回復者、HIV感染者、セクシュアルマイノリティの人たち、拉致問題、犯罪被害者等の人権についてなど、あらゆる人権課題についての啓発を推進します。	人権推進課				